

燕市 農業委員会だより

農業者年金特集号

令和7年2月／燕市農業委員会編集・発行
〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

電話 0256-77-8251 (直通)
FAX 0256-77-8504

農業委員の一言



燕市農業委員
岩野 稔 (小島)

令和6年8月1日に農業委員として任命を受けた新人農業委員です。

しかし、年齢だけは重ね、年金受給者ですが新人ですのでよろしくお願いします。

若い頃はその日の遊び、欲しいものばかりでお金がいくらあっても足りないなか、40年後のことなど想像すらできず、高い年金の掛け金の支払いに憤慨していたものでした。しかし、いつの間にか年金の支給日を心待ちにする年齢になりました。年金の保険料は安いものではありませんがいろいろな資産運用と比較検討し、自身の生活にあう方法を選び老後の安心のため、若いうちから対策をとることをお勧めします。

農業者年金制度は税制面で優遇、終身給付と長生きすればするほどお得感が増し、他にもメリットがあります。ぜひ検討いただければと思います。

農業委員会活動もわからないことばかりですが、ご指導いただきお役に立てるよう取り組んでいきたいと思っています。

県外視察研修

10月31日から11月1日の2日間で埼玉県深谷市「深谷ねぎ栽培」、茨城県つくば市農研機構「食と農の科学館」を視察しました。

深谷市は、ねぎの生産量が全国トップクラスであり、深谷ねぎは全国的なねぎのブランドとして定着しています。深谷ねぎは品種名ではなく深谷地方で栽培されたねぎの総称であり、現在ではかなりの多様性を持つようになっています。根深ねぎ・千住群に属し、品種は多数存在します。深谷市外の利根川流域で栽培されたねぎも「深谷ねぎ」の名称で販売されています。

農研機構「食と農の科学館」では、日本の農業と食に関連した新しい研究成果や技術を説明したパネルや模型などが展示されています。おおきく6つの研究分野に分けて紹介されています。日々進歩する農業技術、美味しく体にも良い機能性の新品種の紹介など、さまざまな方々に食や農業に関する学びの機会をご提供しています。



編集後記

昨年に続き「農業委員会だより」農業者年金特集

号として発行しました。

燕市農業委員会は、女性農業委員5名を含む委員数26名の新体制となり、新しい目線で農業委員活動を推進していきます。今回の特集号は農業者年金の加入のメリットや農業委員会の活動などを掲載しました。これからも目に見える農業委員会活動を目指し、「農業委員会だより」を通じて皆様に活動内容を紹介してまいります。

広報委員長 澁木 誠治
副委員長 笹川 勇雄／片桐 正敏
岩野 稔／小杉 祥子
志田 晃

農業者年金

加入のおすすめ

燕市農業委員 小杉 祥子

(農業者年金加入推進部長)

農業者の皆さん、安心した老後の生活への備えは十分ですか。

人生一〇〇年時代、老後に十分な資金を残しておくために農業者が活用したいのが「農業者年金」です。

『農業者年金』の加入要件と加入することで得られるメリットについてお伝えいたします。

加入要件は、①国民年金被保険者の方、②年間60日以上農業に従事している方、③65歳未満の方となっております。幅広く加入できます。

加入者の積み立てた保険料と、その運用益を合わせた額により受ける金額が決まります。少子高齢化でも安心できる積み立て方式・確定拠出型の年金となっています。保険料の額も、月2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択でき、農業経営の状況や老後の生活設計に合わせて、加入後はいつでも変更、見直すことができます。

また、保険料が全額社会保険料控除でき、税制優遇措置も受けられます。

このように、国民年金の上乗せとして支給される年金ですので、様々なメリットをご理解いただき、安心してゆとりある豊かな老後の生活のために、ぜひ『農業者年金』の加入をおすすめいたします。

加入のご相談は、身近な農業委員

またはJAにお願いします

ホームページアドレス
<http://www.city.tsubame.niigata.jp>

全国農業新聞

全国農業新聞を
購読してみませんか

3ヶ月間！

無料購読(試読)もできます。

発行日：毎週金曜日(月4回)

購読料：月額700円(送料・税込)

申込先 農業委員会事務局

電話 0256-77-8251

農業者との意見交換会を開催

燕市農業委員会では、昨年11月7日に燕市中央公民館において、「農業者との意見交換会」を開催し、「地域計画の実施に向けた現状と課題及び展望」「農業委員会や燕市への期待や要望」をテーマに意見交換を行いました。

参加者は各地区から農業法人の代表者、女性組織の代表者、園芸組織の代表者、若手農業者、総勢38名でした。主な意見は次のとおりです。

農業法人の代表者：若手の経営者が不足しているなか、補助金に頼らず経営をしていく方法を模索し考えたい。

女性組織の代表者：道の駅で農産物を販売していて、やりがいを感じている。親睦を深めながら楽しく活動している。

園芸組織の代表者：市の補助事業を活用し、スマート農業に取り組んでいる。地域の子供達、若者が参画できる農業をしていかないと新しい農業は生まれにくい。そのためにもベンチャー企業を誘致してほしい。

若手農業者：市の補助事業の要件の拡大、緩和してもらいもっと柔軟に活用できるようにしてほしい。

これらの農業者の声を市政に反映してもらうよう市長へ「意見書」として提出しました。



市長へ「意見書」を提出しました

11月7日に行われた農業委員と農業者との意見交換会での意見をまとめ、12月20日に市長へ「燕市農地等利用最適化の推進施策に関する意見書」として提出しました。意見書の内容は、次のとおりです。

- 1. 地域計画の実現に向けた持続可能な農業経営の支援について
- 2. 農地等の利用の最適化の推進について
- 3. 担い手への農地利用の集積・集約化について
- 4. 地域計画の実効性の確保について
- 5. 農業委員会活動の啓発について

本年度から、これからの地域農業を考える「地域計画」が実施され、地域や農業者との話し合いを行うとともに、生産現場の声をまとめた意見書を農業委員が提出しました。

全文はこちら ▶



農業者年金で安心して豊かな老後を！

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

年間60日以上
農業に従事

国民年金第1号
被保険者

国民年金保険料納付免除者を除く。

65歳未満

60歳以上は、国民年金の
任意加入被保険者

- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 途中脱退、再加入も可能です。

※1 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）への加入が必要です。

※2 農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください。

※3 納めた保険料は、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給します。そのため、脱退一時金はありません。

農地を転用する場合には 農地法による手続きを

農地転用とは？

農地を住宅や資材置場、駐車場等、農地以外の用途に転用することです。
なお、農地を一時的に資材置場や砂利採取等に利用する場合も転用となり、手続きが必要になります。

制度の内容

農地法	許可が必要な場合	許可申請者
第4条	農地の所有権を有する者等が農地を転用する場合 但し、自ら行う農業のために、2アール未満の権利を有する農地を、農業用施設に転用する場合等は許可不要です	転用を行う者 (農地の権利を有する者等)
第5条	農地の権利(所有権等)を取得したい者(転用事業者) が農地を転用する場合	現権利者(所有者等)と 転用事業者